

香川県収用委員会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

香川県収用委員会会長 楠 瀬 正 司

香川県収用委員会規則第2号

香川県収用委員会運営規則の一部を改正する規則

香川県収用委員会運営規則（昭和43年香川県収用委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(会長の専決事項)</p> <p>第6条 略</p> <p>(1)～(25) 略</p> <p>(26) <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）の規定による個人情報の保護に関する事項</u></p>	<p>(会長の専決事項)</p> <p>第6条 会長は、次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(1)～(25) 略</p> <p>(26) <u>香川県個人情報保護条例（平成16年香川県条例第57号）の規定による個人情報の保護に関する事項</u></p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。